

議 案 番 号	件 名	要 旨
議 第 136 号 農政課	松江市農村改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について	松江市農村改善センターのうち宍道農村環境改善センターの利用者に、適正かつ応分の負担を求めるため、利用料金基準額を改正するもの。 料金改定案件

備考

改正内容

矢道農村環境改善センターの利用料金基準額を次のとおり増額するもの。

施設 利用区分			改正後			改正前		
			基準額(1時間当たり)		設備(冷暖房)	基準額(1時間当たり)		設備(冷暖房)
			一般利用	営利利用	基準額	一般利用	営利利用	基準額
大	貸切り利用		670円	1,330円	940円	520円	1,030円	730円
集 会 室	個人	一般(高校生以上)	1回につき130円			1回につき100円		
		児童	1回につき50円			1回につき40円		
		生徒						
農事研修室			400円	800円	400円	310円	620円	310円
生産研究室								
農産加工室			400円			310円		

施行期日

令和7年4月1日